

唐津市監査委員公告

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年2月2日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

財政援助団体等監査結果報告書

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 対象とした団体

一般社団法人唐津観光協会

(所管課) 地域交流部観光文化課

(2) 対象とした事項及び範囲

令和4年度補助事業における出納その他の事務の執行

4 監査の実施日

令和5年11月17日から令和6年1月29日まで

5 監査の着眼点

当該団体において、補助金が交付目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る財務又は会計処理、財産管理等が適切に行われているかを主眼とし、以下の着眼点を設けて監査を実施した。

(1) 補助団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(2) 所管課関係

ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。

オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

キ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について調査し、関係職員から説明を聴取しながら実施した。

7 団体の概要及び唐津市との関係

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地

唐津市新興町 2 9 3 5 - 1

イ 設立年月日

昭和 4 9 年 1 0 月 2 2 日

ウ 設立の目的

唐津市及び東松浦郡の観光事業の健全な振興を図り、産業、経済の発展及び文化の振興に資するとともに社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

エ 事業内容

- ・観光事業の情報収集及び発信に関する事業
- ・観光客の誘致及び接遇に関する事業
- ・観光資源の保護及び環境保全に関する事業
- ・郷土芸能及び特産品の紹介・斡旋に関する事業
- ・旅行業に関する事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び社員数

役員 25 名、常勤職員 13 名、日々雇用職員 3 名

(2) 唐津市との関係

一般社団法人唐津観光協会（以下「観光協会」という。）は、市より観光協会運営及び事業に対する補助金 16,921,000 円の交付を受けており、この他委託料 127,797,174 円（内訳：唐津くんち観光客受入環境整備業務 14,300,000 円、浜崎駅観光案内所業務 4,023,171 円、呼子観光案内所業務 4,454,996 円、唐津駅総合インフォメーション等業務 39,566,613 円、宿泊喚起対策業務 60,727,804 円、呼子渋滞緩和対策業務 458,590 円、唐津焼窯元マップリニューアル業務 495,000 円、旧唐津銀行運營業務 3,771,000 円（株式会社び〜ぷるとの共同事業体による指定管理者））を受託している。

観光協会の令和4年度収入決算額（前年度繰越金を除く）のうち、市からの補助金及び委託料の公金が占める割合は、76.17%を占めている。

8 監査の結果

監査の結果は、概ね適正なものであったが、一部改善を要する事項は次のとおりであった。なお、軽易な事項については、指導・注意事項としてその都度関係職員に改善等を指示した。

【観光協会】

(1) 事務処理、規程等について [指摘事項]

会計伝票の作成及び管理について、会計伝票の記載された金額に誤りがあるものや会計伝票に証憑が添付されていないものが散見されるなど、不適正な事務処理が見受けられたので、適正な会計処理を行われたい。

また、経理規程をはじめ諸規程について、現行の事務に整合していない状況が見受けられたので、現状を踏まえ、必要な規程やルール、仕組みを再度見直し、適宜改正等を実施したうえで正しく運用する体制を構築されたい。

(2) 会費の欠損処理について [指摘事項]

令和5年3月31日付けで会員の令和2年度未収会費40,000円が債権回収不能額として欠損処理されていたため確認したところ、一般社団法人唐津観光協会定款第10条第1号「第7条の会費等を2年以上納入しなかったとき。」の規定により当該会員の資格を喪失させ、第11条により当該未収会費の欠損処理を行ったとのことだった。

しかしながら、同定款第11条第1項及び会員に関する規程第9条第1項のただし書きにおいて「未履行の義務は、これを免れることはできない。」と定めており、当該未収会費は欠損処理できるものではなかった。

会費収入は、観光協会の自主財源の根幹を成すものであり、市から交付される運営費補助金の額に影響を与えるものでもあるため、適正な事務処理に努められたい。

(3) 会員の拡充について [意見・要望事項]

観光協会の構成員として正会員があり、多くの法人や個人事業者等が登録されているが、さらなる自主財源の確保のため地域の観光振興や観光協会への理解や協力を求め、会員の拡充に努められたい。

(4) 補助金の対象事業について [意見・要望事項]

観光協会は、市からの補助金の交付を受け、観光地の魅力アップに資する事業や地域の観光事業に資する事業などの様々な事業に取り組まれている。これらの観光事業については、成果が見えにくいものもあるかとは思われるが、各事業の検証に努められ、補助金の成果や効果が検証可能となるように取り組まれたい。

【所管課】

(1) 補助金交付要綱について [指摘事項]

令和4年度一般社団法人唐津観光協会補助金交付要綱において、別表に補助対象経費を規定されていたが、経費項目の最後に「その他の諸経費」という名称で全ての経費が対象と捉えることができる項目が記載されていた。

補助対象経費は、補助金の額の算定に影響を及ぼす事項のため明瞭、適正に定められたい。

(2) 村田英雄記念館の管理運営について [意見・要望事項]

当該記念館の管理運営については、市町村合併前の相知町営から引き継いで観光協会が行い、市が補助金を交付している。平成17年以降、入館者の減少が続いており、令和4年度には年間で337人と激減し、同年度の管理運営費の収支は、収入が69,050円、支出が2,983,322円となっており約290万円の赤字となっている。

この事業費は、地元出身の著名人の品々を展示している記念館の管理運営であるが、ただ漫然と補助金を交付するのではなく、開館の趣旨である「業績や人柄を後世に伝え、語り継いでいく」ことを踏まえ、今後、事業のあり方や補助のあり方等を観光協会と共に精査し、記念館の廃止等も含め継承の方法を検

討されたい。

(3) 地区事業等について [意見・要望事項]

観光協会で実施している各地区の事業及び行事等への補助金については、地区イベントに対して支出しているものが多く見受けられるが、市町村合併後20年になろうとしており、観光協会が主体となって行う観光事業や観光協会が行う地区行事等への補助金の支出について今一度精査を行い、観光協会と共に事業の見直し等の検討を図られたい。

また、観光協会の事業は、目標や成果が数値として見えにくいものもあるかとは思われるが、市からの補助事業として、事業の目標及び事業の成果や効果をできる限り具体的な数値で把握し検証可能となるように努められたい。

監査委員の意見等

観光協会に対する補助金は、団体を支援することにより本市の観光について総合的な振興を図り、もって市民経済の発展に資する目的で交付されている。今後とも適切な会計処理に努められるとともに、補助金を適正かつ効率的・効果的に活用した事業運営を行われたい。また、先進的な事例を研究して新たな観光資源の発掘など、新たな収入源の確保に努められ、地域観光の振興と経済の活性化に貢献されることを期待する。

市においては、今般の厳しい財政状況を踏まえたうえで、唐津市補助金適正化ガイドラインも念頭に置いて、観光協会と連携を密にして相互に協力し知恵を出し合い、観光協会への自立と支援の両面のバランス配分に考慮した観光施策の展開を期待する。

[参考説明]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

指 摘 区 分		基 準
指摘事項	公 表	合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反又は不当な事項、又は法規等には違反しないが、その妥当性（公正性、正確性、適正性、3E（経済性、効率性、有効性）など）に問題があり不適切であると認められるもの
意見・要望事項		合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反とまでは言えないものや、その妥当性等に何らかの課題が認められるもので、指摘事項とまでは言えないが、監査委員が意見や要望等として表明し改善を求めるもの
指導・注意事項	非公表	上記に該当しない軽微な違反や不適切事項などで、口頭指導するもの

注：法規等とは、法令、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなどを含む広義のもの
妥当性には、広義の社会性や市民感覚等も含まれる